

（車線逸脱警報装置）

第223条の2 車線逸脱警報装置の車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の6の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 車線逸脱警報装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、車線逸脱警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二 車線逸脱警報装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により車線逸脱警報装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

2 保安基準第43条の6の公示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。